

資料1 「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)」 用語解説

よみ	語句	解説
あ	アオコ	水の華ともいう。池や湖沼で植物プランクトンが大量発生し、水面が緑色のペンキを流したようになる現象。
あ	アユ産卵用人工河川	アユ資源の維持培養を目的として、天然河川のアユ産卵場と同じように、砂利の大きさや流れの速さ等の産卵条件を整えて造ったアユを産卵させるための人工の河川。安曇川河口と姉川河口の2箇所に設置している。
え	エコツーリズム	エコツーリズムの定義はさまざまだが、滋賀県では、「体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に対する理解と関心を高め、琵琶湖や自然の重要性を認識することができる活動」と定義。
お	オーガニック農業	化学合成農薬・化学肥料を使用しないこと、ならびに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
お	污水处理人口普及率	行政区域内の総人口に占める污水处理が可能な人口の比率。 污水处理人口普及率(%) = 污水处理人口 / 総人口 × 100
お	汚濁負荷	水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質の量。
か	化学的酸素要求量 (COD)	水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。湖沼や海域の汚濁に関する代表的な指標であり、この値が大きいほど水が汚れていることを示す。CODは「Chemical Oxygen Demand」の略称。
か	環境基準	人の健康を保護し、また生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境上の条件についての基準であり、政府が講ずる環境施策の目標となるもの。環境基本法 16 条により定められている。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。
か	環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築	滋賀県が平成 31 年3月に策定した「第五次滋賀県環境総合計画」の目標であり、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点のもと、環境・経済・社会を統合的に捉える SDGs の考え方を踏まえ食物連鎖などの「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを、人間の「経済・社会活動における循環」の中で適切に活用すると同時に、自然負荷の削減や保全活動等を通じた生態系・自然界への貢献を行うことを目指すもの。
か	環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。
か	環境リスク	人の行動によって環境に加えられている負荷が環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)を示す概念。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要。
か	間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。
が	外来種	「外来生物」と同義。もともと生息・生育していなかったが、人間の直接・間接の活動によって他の地域から侵入した生物で、国外起源の「国外外来種」だけでなく、国内他地域を起源とする「国内外来種」もある。
が	学習船「うみのこ」による宿泊体験型環境学習	県内全ての小学校、特別支援学校、外国人学校の5年生を対象に、琵琶湖を舞台にし、学習船「うみのこ」を活用した、1泊2日の宿泊体験学習。昭和 58(1983)年から開始された。
き	希少種	一般には生息・生育範囲が限定されたり、個体数が少なかったりして、希少性が高い種。「滋賀県で大切にすべき野生生物(滋賀県版レッドデータブック)」では、カテゴリーの名称にもなっており、その定義は国のレッドリストの「準絶滅危惧」とほぼ同等で、現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有する種。

き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立(自律)した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組。
ぎ	漁場生産力	漁業操業水域において、魚介類を生産する能力のことであり、これには、動物プランクトンや植物プランクトン、窒素やリンなどの栄養塩、底質や水域の構造、水温など、様々な要因が複雑に作用している。
ぐ	群落	同一場所である種の単位性と個別性をもって共存している植物群を指す植生の単位。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が見られる。
こ	耕畜連携	畜産農家から耕種農家(水稻、野菜等を栽培する農家)に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ること。
こ	古代湖	世界の湖のほとんどが氷河期以降に形成されている(数万～10 万年の寿命)のに対し、概ね 10 年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特な湖の文化を育んできた湖。
こ	湖底の耕うん	湖底を貝曳き漁具(マングワ)等により耕すこと。
こ	固有種	ある特定の地域に限定された分布域を持つ生物種。固有種の代表的な成因としては、地質時代には広域に分布していたものが局地的に残存したもの(遺存固有)と、局地的な特殊環境に適応して新たに種分化したもの(新規固有)がある。
さ	再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
さ	魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田。
ざ	在来魚、在来植物	ある一定の地域に元からいる魚、植物。
ざ	在来魚介類	元々その場所(琵琶湖)に生息している魚や貝、エビ等。
し	資源管理型漁業	漁業者が話し合い、漁獲サイズや時期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的安定化を目指す漁業。
し	種苗放流	人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。
し	浚渫	河川、池、湖沼、港湾などの水域の水底に堆積したゴミ、泥、土砂、ヘドロなどをさらい、必要な深さを確保しようとする工事のこと。
し	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
し	植生	ある場所の地表に生育している植物の集団。
し	侵略的外来動植物	外来種の中で、地域の生態系や農林水産業、住民の生活等に大きな影響を与える、またはそのおそれがあり、防除のための対策の優先度の高い生物で、生物多様性に対する主要な脅威のひとつでもある。
し	森林環境学習 「やまのこ」	森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校 4 年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。
し	森林資源	天然資源の 1 つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
し	森林資源の循環利用	木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
じ	重要文化的景観	人々の生活の営みと地域の風土により形成されてきた景観地の中でも、国民の生活や生産の特色を示す典型的あるいは独特なものとして市町村の申し出に基づき国が選定するもので、文化財保護法で定められた制度。滋賀県では、琵琶湖と向き合いながら人々の生活が営まれてきた歴史から、全国で指定第 1 号の「近江八幡の水郷」のほか、令和 3 (2021) 年 3 月現在、7 件が選定されている。
じ	人工林	人工造林(苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法)によって造成された森林。

す	水源かん養	降雨時に河川等へ水の流出を軽減させる働き(洪水緩和)と、無降雨時に河川等へ水を安定的に供給する働き(渇水緩和)という2つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割をもつ。
す	水源かん養保安林	主に河川の上流部にあって、水源かん養機能が期待される森林を水源かん養林、この機能が期待されて保安林に指定されたものを水源かん養保安林という。
す	水産多面的機能発揮対策	環境や生態系の維持・回復など、漁業者等が行う水産業や漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動。
す	砂地の造成	泥地の湖底に砂を敷き、砂地の湖底を造り出すこと。
せ	生態系	ある地域に生息・生育する多種類からなる生物群集と物理的環境(土壌、水、気象、エネルギーなど)によって構成され、相互に作用を及ぼしあいながら、生物体を構成する物質や呼吸・光合成で利用・排出される気体などがその中を循環する、一つのまとまりとして把握されるシステム。
せ	生物多様性	いろいろな場所に様々な特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性(種間の多様性)」「遺伝子の多様性(種内の多様性)」の3つの階層で認識されている。
せ	世界農業遺産	伝統的な農法・漁法等を核として、生物多様性、優れた景観等が一体となって保全・活用されている世界的に重要な農林水産業システムを、国連食糧農業機関(FAO)が認定するもの。概ね2年に1回、認定が行われている。
ぜ	全層循環	春から秋に北湖に形成された水温躍層(温かい上層の水と冷たい下層の水が対流しない状況)が、冬の水温低下と季節風の影響により鉛直方向の混合が進み、表層から底層まで水温やD.O.(溶存酸素量)などの水質が一樣となる現象。
ぜ	全窒素	有機態窒素、無機態窒素を合わせた、水中に存在する窒素の総量のこと。
ぜ	全りん	有機態りん、無機態りんを合わせた、水中に存在するりんの総量のこと。
て	底質	海・湖沼・河川などの底を構成している堆積物や岩盤、またその性質。
て	天然林	自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。
な	内湖	本来琵琶湖の一部であった水域が、沿岸漂砂や河川から運ばれた土砂の堆積等により、水路等の一部分を除いて琵琶湖と隔てられた水域のこと。そして、このように生じた内陸側の池、沼、沢、クリーク等と呼ばれているものの総称。 また、このようにして生じた内湖のうち、現存しているものを既存内湖、干拓等により失われたものを消失内湖、琵琶湖総合開発に伴う湖岸堤建設等により、新たに琵琶湖が締め切られ、元の湖岸との間に残った水域を新規内湖と呼ぶ。
な	ナショナルサイクルルート	優れた観光資源を走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信など様々な取組を連携させたサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ソフト・ハード両面から一定の水準を満たすルートを国が指定することで、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして国内外にPRを行い、サイクルツーリズムを強力に推進していくもの。 琵琶湖岸等の美しい景観を楽しみながら行えるサイクリング「ビワイチ」が、令和元年11月にナショナルサイクルルート第1号に選ばれた。(しまなみ海道(広島県・愛媛県)、つくば霞ヶ浦りんりんロード(茨城県)と同時指定。)
に	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。 滋賀県と大津市・彦根市・近江八幡市・高島市・東近江市・米原市が申請した「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」が平成27(2015)年に日本遺産に認定され、平成28(2016)年に長浜市、平成30(2018)年に草津市・野洲市・守山市が構成団体に追加認定され、琵琶湖をとりまく多彩で豊かな文化財が構成資産として認定されている。 このほか滋賀県内では、令和3(2021)年3月現在、6つのストーリーが日本遺産に認定されている。

に	日本農業遺産	我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度。 平成 31 年 2 月に「琵琶湖と共生する農林水産業」が、「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす『琵琶湖システム』」として日本農業遺産に認定された。
の	農業体験学習 「たんぼのこ」	子どもたちが農業への関心を高め、理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを学ぶため、滋賀県が平成 14 (2002) 年度から開始した自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習。
ひ	漂砂	砂が波や沿岸流によって湖浜に沿って移動する現象またはその砂をいう。
び	琵琶湖総合開発	琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、水資源の利用と関係住民の福祉を増進することで近畿圏の健全な発展に寄与することを目的として、昭和 47 (1972) 年度から 25 年間かけて実施された。事業は自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策および水をより有効に利用できるようにするための利水対策の 3 つの柱で構成された。
び	琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）	国の 6 省庁による「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえ、琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、平成 12 (2000) 年 3 月に滋賀県が策定した計画。2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に、琵琶湖を保全するための幅広い取組を進めてきた。平成 23 (2011) 年 10 月に第 1 期の評価を踏まえ計画を改定し、第 2 期は令和 2 (2020) 年度までを計画期間末をもって終期を迎えた。
び	琵琶湖南湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大増殖	平成 30 年夏季に、猛暑・少雨により、南湖で藍藻類が大増殖した。これにより、連動する水質（COD・全窒素、BOD）の 8 月測定値が過去最高（瀬田川の水質にも影響）となるなど、気候変動による気象条件の変化が、今後も琵琶湖の水質悪化を引き起こすと懸念されている。
び	琵琶湖の総合的な保全のための計画調査	琵琶湖およびその周辺地域を 21 世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、平成 9 (1997) 年度から平成 10 (1998) 年度までの 2 年にわたり、関係 6 省庁（国土庁・建設省（現国土交通省）、厚生省（現厚生労働省）、農林水産省、林野庁、環境庁（現環境省））が共同して実施した調査。滋賀県では、この調査をもとにマザーレイク 21 計画を策定。
ふ	富栄養化	湖沼などの水中の窒素やリンなどの栄養塩が多い状態になること。富栄養化が進行すると、プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。
ぼ	母貝	真珠養殖に用いる貝で、施術して体内に真珠を作らせる。本県ではイケチョウガイが用いられている。
ほ	北湖深水層の貧酸素状態の長期化	今津沖北湖第一湖盆（水深 90m）地点では、平成 30 年度冬季と令和元年度冬季の 2 年連続で全層循環が未完了となっていることなどにより、底層溶存酸素が貧酸素状態の目安である 2mg/L を下回る状況がこれまでにない長期化する傾向がみられている。
ま	マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5mm）のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
ま	マザーレイクゴールズ	琵琶湖を通じて SDGs を県民等のアクションまで落とし込んでいただくため、多様な主体の皆様と設定する 2030 年に向けた琵琶湖の目標（琵琶湖版 SDGs）。
め	面源負荷	市街地や農地などのように汚濁負荷発生源と流域の境界が不明確で、一定の面積を設定した上でないと算定できない汚濁負荷を面源負荷（非特定汚濁負荷）という。
ゆ	遊漁者	漁業者が生活のために営む漁業とは異なり、レクリエーションとして釣りなどにより魚や貝などを採捕する者のこと。
ゆ	豊かな生きものを育む水田	かつての水田環境を取り戻し、生物多様性を復元する取組を行う水田のこと。
よ	ヨシ群落	ヨシとはイネ科、ヨシ属の落葉性多年生、多回繁殖型の抽水植物。琵琶湖とその周辺に群落として自生していることで、生態系の保全に役立っている。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例では、ヨシ、マコモなどの抽水植物の群落やこれらとヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落と呼んでいる。

ら	ラムサール条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、世界 169 か国が加盟している条約。日本は昭和 55 (1980) 年に条約を締結し、琵琶湖は平成 5 (1993) 年に日本で 9 番目のラムサール条約湿地として登録された。平成 20 (2008) 年には、西の湖 (琵琶湖の東岸中央部に位置する内湖) が、ラムサール条約湿地として拡大登録された。
り	流域	ある川が降水 (雨水、雪解け水など) を集めつつ流れる、その範囲・領域を指して言う地理用語。

資料2 琵琶湖の保全及び再生に関する法律 (平成 27 年 9 月 28 日法律第 75 号)

(目的)

第一条 この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- 二 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項
- 三 その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

3 基本方針は、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえつつ、関係地方公共団体が多様な主体の参加と協力を得て策定し、及び実施する琵琶湖保全再生施策について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として定めるものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係府県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(琵琶湖保全再生計画)

第三条 滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができる。

2 琵琶湖保全再生計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- 三 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - イ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ロ 水源の涵養に関する事項
 - ハ 生態系の保全及び再生に関する事項
 - ニ 景観の整備及び保全に関する事項
 - ホ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

四 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

五 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項

- イ 住民、事業者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十二条において同じ。）等の多様な主体による協働の推進に関する事項
- ロ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

六 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実にに関する事項

七 その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

3 琵琶湖保全再生計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第二項 に規定する近畿圏整備計画、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四条第一項に規定する湖沼水質保全計画その他の法律の規定による計画であって琵琶湖に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聴き、及び主務大臣に協議しなければならない。

5 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

6 前二項の規定は、琵琶湖保全再生計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第四条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地方債についての配慮)

第五条 関係地方公共団体が琵琶湖保全再生計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第六条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第七条 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(琵琶湖保全再生推進協議会)

第八条 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この項において「主務大臣等」という。）は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、主務大臣等は、必要があると認めるときは、協議会に、関係市町村その他主務大臣等が必要と認める者を加えることができる。

2 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(調査研究等)

第九条 国は、琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、琵琶湖保全再生施策の実施の基礎とするため、琵琶湖の自然環境に関する調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 関係地方公共団体は、国との連携を図りつつ、前項の調査を行うとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 国及び関係地方公共団体は、前二項の調査の結果を踏まえ、水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生等の琵琶湖の自然環境の保全及び再生に関する研究開発の推進並びにその成果の普及等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(水質の汚濁の防止のための措置等)

第十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水質の保全及び改善が近畿圏における住民の生活及び事業活動にとって極めて重要であることに鑑み、水質の汚濁の防止のために必要な規制等の措置を講ずるとともに、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の整備及び管理その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全等)

第十一条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖辺の自然環境の保全及び再生)

第十二条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水環境（水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境をいう。）の改善並びに生態系の保全及び再生を図るため、ヨシ群落その他の在来植物（琵琶湖にその本来の生息地を有する植物をいう。）の群落、内湖（琵琶湖と水路によってつながっている琵琶湖特有の湖沼をいう。）、砂浜、自然の湖岸等の湖辺の自然環境の保全及び再生のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来動植物による被害の防止)

第十三条 国は、琵琶湖におけるオオクチバスその他の海外から我が国に導入された動物及びオオパナミズキンバイその他の海外から我が国に導入された植物（次項において「外来動植物」という。）による生態系及び漁業に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、これらの捕獲等の防除が適確に行われるよう必要な支援をするものとする。

2 関係地方公共団体は、琵琶湖において生態系又は漁業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来動植物の防除を行うよう努めるとともに、その被害の防止に関する啓発活動その他その被害の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(カワウによる被害の防止等)

第十四条 国は、琵琶湖におけるカワウによる著しい漁業及び植生に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの防除措置等の有効な実施に関する技術的な助言、情報の提供その他必要な支援をするものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖におけるカワウによる被害の防止及びその被害に係る自然環境の回復のため、カワウの防除措置及び捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水草の除去等)

第十五条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における湖底の底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保のため、水草の除去、湖岸に漂着したごみ等の処理、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成、湖底の底質の保全及び改善等に資する水産動物の種苗の放流その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水産資源の適切な保存及び管理等)

第十六条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水産資源を回復し、その漁業の振興を図るため、水産動物の種苗の放流、漁場の整備及び保全、琵琶湖に流入し又は琵琶湖から流出する河川等における魚道の整備及び適切な維持管理等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、多様な生物を育む水田の整備等による環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコツーリズムの推進等)

第十八条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の観光の振興を図るため、エコツーリズムの推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖上交通の活性化)

第十九条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における旅客又は貨物の輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(景観の整備及び保全)

第二十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖が歴史的な景勝地として国民の貴重な財産であることに鑑み、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その景観の整備及び保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第二十一条 国及び関係地方公共団体は、農業体験、魚を学ぶ体験学習、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、国民に対する琵琶湖の自然環境に関する教育を充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の保全及び再生の重要性についての国民の理解と関心を深めるよう、前項の措置のほか、琵琶湖の保全及び再生に関する広報活動その他の普及啓発、琵琶湖の環境の保全及び再生に関する教育及び学習の振興、琵琶湖の特性を生かした観光の振興その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の協働)

第二十二条 国及び関係地方公共団体は、個人、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促進するため、これらの者が琵琶湖保全再生施策に参画することができる機会の提供、これらの者の間の交流の促進その他必要な措置を積極的に講ずるものとする。

(資料の作成及び公表)

第二十三条 政府は、琵琶湖の保全及び再生の状況並びに政府が琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関する資料を作成し、適時に、かつ、適切な方法により公表しなければならない。

(主務大臣)

第二十四条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他政令で定める大臣とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この法律については、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

資料3 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針 (平成 28 年 4 月 21 日決定)

1. 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

(1) 趣旨

琵琶湖は、約 400 万年の歴史を有する我が国最大の湖であり、近畿圏においては治水上又は利水上重要な役割を担っている。そのように公益的な役割を担う湖であるとともに、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものである。

しかしながら、琵琶湖においては、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未だ達成しておらず、アオコも依然として発生していることに加え、水草の大量繁茂及び外来動植物の増加等の新たな課題が生じており、琵琶湖の総合的な保全及び再生の取組を実施する必要性が高まっている。こうした状況に鑑み、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえ、琵琶湖と人との共生を基調とし、多様な主体の参加と協力を得て実施する琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、本基本方針を策定するものである。

なお、琵琶湖の保全及び再生に当たっては、以下が重要であるとの認識の下、これらを行うものとする。

- ① 琵琶湖の重要性や現状、保全及び再生の必要性について国民の幅広い共感を得よう努めること
- ② 琵琶湖の保全と多様な産業活動等活力ある暮らしとの共存を図よう努めること
- ③ 琵琶湖の価値を将来にわたって共有できるよう努めること

これらを踏まえつつ、琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進することで、多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

(2) 多様な主体の協働

琵琶湖保全再生施策は、その対象が森林、農地、市街地、河川、湖辺、湖内等の広範多岐にわたり、かつ、相互に密接な関係を有している。また、琵琶湖と人々との関わりも多様であり、関わる主体も国及び関係地方公共団体のみならず個人、事業者、特定非営利活動法人等様々であることから、多様な主体が琵琶湖の保全及び再生に対する認識を共有するとともに、それぞれの知見を活用し、より一層の連携を図ることが必要である。

(3) 調査研究等

琵琶湖の生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズム等には未解明な部分が多く、諸課題の抜本的な解決には至っていない現状にある。多岐にわたる分野において、継続的な知見の集積に努めるとともに、蓄積された研究成果を有効に活用してメカニズムの解明や課題の抜本的解決のために必要な調査研究等を行っていくことが必要である。

また、調査研究を効果的かつ効率的に推進するため、国、関係地方公共団体及び各研究機関等の連携・情報共有等をより一層図っていくことが必要である。

2. 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項

琵琶湖の保全及び再生を行うに当たっては、琵琶湖の各水域における状況等も踏まえた施策の推進を図るものとする。

(1) 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

琵琶湖の水質の汚濁の防止のために水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）等に基づく工場及び事業場の排水対策、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の計画的な整備による生活排水対策、農業用排水施設の計画的な整備等による農地及び市街地等からの流出水対策、琵琶湖への流入河川及び琵琶湖内における水質保全対策等を図るよう努めるものとする。

また、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の社会資本については、適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとする。

(2) 水源の涵養に関する事項

琵琶湖の水源の涵養を図るため、琵琶湖の集水域に存する森林については、水源かん養保安林等の適正な配備を進めつつ、適切な整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除等を図るよう努めるものとする。また、水源涵養機能を有する農地の確保、保全及び整備を行う等、農地における貯留機能の向上等を図るよう努めるものとする。

(3) 生態系の保全及び再生に関する事項

イ 湖辺の自然環境の保全及び再生

琵琶湖の生態系の保全及び再生を図るため、琵琶湖の生態系にとって重要なヨシをはじめとした在来植物の群落の

保全及び再生を図るほか、魚類等の生息・繁殖環境としても重要な湖辺域を形成する内湖、砂浜、自然の湖岸等の環境の保全及び再生並びに陸水域における連続性の確保を図るよう努めるものとする。

ロ 外来動植物による被害防止

琵琶湖においてオオバナミズキンバイ、オオクチバス等の外来動植物による生態系及び漁業への被害が問題となっていることから、これらの外来動植物の防除を行うとともに、効果的な防除方法の検討等を行うよう努めるものとする。

ハ カワウによる被害防止等

カワウによる漁業及び植生被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく防除措置等の有効な実施に関する支援を行い、カワウの防除措置、捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全等カワウの被害に係る自然環境の回復を図るよう努めるものとする。

ニ 水草の除去等

底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保等のため、大量繁茂している水草の除去のほか、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成及び湖岸に漂着したごみの処理に努めるものとする。

また、水草の除去方法や有効利用等について検討するとともに、抜本的な課題解決のために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(4) 景観の整備及び保全に関する事項

琵琶湖が歴史的な景勝地としても国民の貴重な財産であることに鑑み、琵琶湖及び琵琶湖を中心とする周辺地域の一体的な景観の整備及び保全に努めるものとする。さらに、伝統的知識・技術・文化の継承・保全を図りつつ、文化的な価値があるとして文化庁により選定された重要文化的景観を次世代へと継承するよう努めるものとする。

(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

イ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に関する事項

多様な生物を育む水田の整備等環境に配慮した農業のほか、琵琶湖流域の森林の多面的機能の発揮に貢献する林業、木材の有効活用に関連する産業その他琵琶湖の保全及び再生に資する環境関連産業等、琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興を図るよう努めるものとする。

ロ 水産資源の適切な保存及び管理に関する事項

琵琶湖における水産資源を回復し、漁業の振興を図るため、稚魚の放流等水産動物の種苗の放流、砂地造成等漁場の整備及び保全、資源管理型漁業の推進等により、水産資源の適切な保存及び管理を図るよう努めるものとする。

ハ 観光、交通その他の産業に関する事項

琵琶湖及びその周辺に存在する多様な自然観光資源を保全しつつ持続的に活用するエコツーリズム等の推進を通じて観光を振興し、地域活性化への貢献を図るよう努めるものとする。

また、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化を図るよう努めるものとする。

(6) 教育の充実に関する事項

農業体験、魚を学ぶ体験学習、森林・林業体験、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、琵琶湖の自然環境に関する教育の充実を図るとともに、琵琶湖の多面的な重要性を幅広く広報・啓発し、琵琶湖の保全及び再生に関する国民の関心と理解を深めるよう努めるものとする。

3. その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

(1) 琵琶湖保全再生推進協議会に関する事項

国、関係地方公共団体等は、必要に応じて琵琶湖保全再生推進協議会を組織し、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うとともに、琵琶湖保全再生施策の実施に関し連携を図るよう努めるものとする。

(2) 資料の作成及び公表に関する事項

琵琶湖の保全及び再生の状況並びに琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関して作成した資料は、適時に、かつ、適正な方法により公表するとともに、国民への琵琶湖に関する理解促進及び普及啓発のための情報発信を積極的に行うよう努めるものとする。

資料4 「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)」策定経過

○琵琶湖保全再生推進本部における議論〈令和元年7月～令和3年3月〉

- ◆ワーキンググループ 6回開催
- ◆幹事会議 7回開催
- ◆本部員会議 4回開催

○環境審議会琵琶湖総合保全部会における審議〈委員名簿は資料5参照〉

令和元年	11月25日	琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定に向けて（体制・手続き、スケジュール等）
令和2年	3月9日	琵琶湖保全再生施策に関する計画のフォローアップの状況および琵琶湖保全再生法、計画等の見直しに係る基本的方針（案）について →新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み開催を中止し、資料の意見照会を実施
	6月1日	知事から環境審議会会長へ諮問
	6月22日	琵琶湖保全再生施策に関する計画の総括および計画の改定について
	9月15日	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（素案）について
	11月12日	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（答申案）について
	11月18日	環境審議会会長から知事へ答申

○県議会琵琶湖・気候変動対策特別委員会における議論

令和元年	12月17日	琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定に向けて（体制・手続き、スケジュール等）
令和2年	3月16日	琵琶湖保全再生施策に関する計画のフォローアップの状況および琵琶湖保全再生法、計画等の見直しに係る基本的方針（案）について
	6月11日	琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定について
	7月13日	琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）のフォローアップ結果（案）について
	10月6日	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（素案）について
	12月17日	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（原案）について
令和3年	2月8日	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（原案）に対して提出された主な意見・情報とこれらに対する滋賀県の考え方について
	3月15日	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）（案）について

○その他意見交換等（庁内会議以外）

◆国、関係府県市

関係省庁、滋賀県担当者意見交換会（令和元年11月、令和2年1月、2月、4月〈書面〉）	
関係府県市担当者会議（令和元年8月、令和2年7月）	
令和2年7月22日	第4回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会（法律等のフォローアップ）〈書面〉
令和2年9月8日	第2回琵琶湖保全再生推進協議会（法律等のフォローアップ）〈書面〉

※主務省庁とは各段階で随時調整

◆県内市町

県・市町琵琶湖保全再生計画推進会議	令和元年9月、令和2年1月、4月、7月
-------------------	---------------------

◆住民、NPO、関係団体等

令和2年7月～8月	NPO、関係団体を訪問して意見交換（約10団体）
令和2年12月23日 ～令和3年1月22日	県民政策コメント（パブリックコメント） ※13者（個人、団体等）から58件の意見が提出

○法定意見聴取、法定協議

◆関係地方公共団体（県内市町、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

令和2年12月23日 ～令和3年1月22日	法定意見聴取 ※県内4市から11件の意見
--------------------------	-------------------------

◆主務大臣（総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣）

令和3年 3月15日 ～ 3月26日	法定協議
-----------------------	------

資料5 滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会 委員名簿 令和3年3月現在（五十音順、敬称略）

氏名	主な職
石谷 八郎	滋賀県森林組合連合会代表理事会長
内海 来	一般社団法人滋賀県猟友会副会長
大坪 正人	近畿農政局長
上村 照代	滋賀県地域女性団体連合会副会長
木村 禎	一般社団法人滋賀経済産業協会
酒井 章子	京都大学生態学研究センター教授
坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター事務局長
佐野 高典	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長
中野 伸一	京都大学生態学研究センター長教授
中村 光伸	滋賀県野鳥の会委員
西田 くみ子	湖国女性農業・推進委員協議会会長
西野 麻知子	元びわこ成蹊スポーツ大学教授
野瀬 喜久男	甲良町長
平山 奈央子	滋賀県立大学環境科学部講師
溝江 愛未	公募委員
溝口 宏樹	近畿地方整備局長
山崎 準	滋賀森林管理署長